

1. はじめに

我が国は四方を海に囲まれ、海岸線の延長は非常に長く、約 35,000 km (世界第 6 位) にも及び、そのうち砂浜の延長は約 5,000 km と長大である。我が国の砂浜は延長だけでなく、各地域において豊かで良好な環境や景観を有し、それぞれ特色を持っている。また我が国の海岸では、毎年のように襲ってくる台風や大地震による高潮や津波等から国土を守るために海岸を整備してきた。

砂浜を含む海岸の整備・管理を所管する海岸法は、平成 11 年改正により、「海岸の防護」に加えて、「海岸環境の整備と保全」、「海岸の適正な利用」が新たに目的として追加された。全国の海岸で防護、環境、利用の調和がとれた海岸の整備・管理の様々な取組みが実施されている。しかし、我が国の砂浜は、利活用の観点から高い価値を有しているにも関わらず、必ずしもその価値が十分に活用されていないのが現状である。

このような状況を踏まえ、平成 31 年 1 月に「砂浜の利活用の更なる促進に向けて (提言)」¹⁾、同年 3 月には「ビーチの観光資源としての活性化に向けたナレッジ集」²⁾ などビーチリゾート創出に向けた促進方策等が公表され、国土交通省をはじめとした多様な関係主体による海岸の利活用促進に向けた様々な取組みが全国各地で進められている。

2. 研究の背景及び目的

2-1 研究の背景

海岸の利活用に関する研究は、平成 30 年度より開始しており、これまでは、主に地方自治体を対象に先進的な取組みを実施している海岸を選定し、海岸を活かした地域活性化、施策の方向性及び支援方策のあり方等について調査・検討を行ってきた^{3) 4) 5) 6)}。令和 3 年度に、民間事業者等の海岸利活用による地域活性化に資する取組みに着目し、モデル海岸等における海岸利用者の海岸利活用状況及び海岸管理者への占用許可手続きの実態調査を行った。

2-2 研究の目的

本研究は、海岸利用者における利活用の実態と現行の海岸事業の制度・仕組みにおける課題を把握し、これらの両方から海岸利活用の支援策を提案することを目的とした。なお、本研究において「海岸利用者」とは、賑わいや事業創出などの地域振興、また環境保全などを目的として海岸を利活用する民間事業者、任意団体を対象としている。

本研究では、過年度の研究成果を踏まえて、調査対象とする海岸の箇所数と地域を拡大し、海岸利用者 (特に民間事業者等) による海岸の利活用が進まない阻害要因を調査するとともに、海岸管理者のニーズを把握することで、海岸の利活用における阻害要因の実態を明らかにすること

を試みた。

さらに、阻害要因を解決するために現行の制度・仕組みを改善することで、海岸管理者による海岸利用者 (特に民間事業者等) による海岸利活用促進に向けた支援策を提案することを試みた。

3. 海岸の利活用の現状と課題

3-1 民間事業者等による海岸利活用の現状

国土交通省、環境省及び農林水産省など関係省庁のほか、様々な関係主体が全国各地の海岸で利活用促進に向けた取組みを実施している。しかし、海岸の利活用は夏季 (7 月～8 月) の海水浴シーズンに集中しており、年間を通して海岸を利用している箇所は少ないのが現状である。

過年度実施したモデル海岸等のアンケート及びヒアリング調査の結果から、民間事業者等による海岸の利活用が進まない要因として、次のような課題が挙げられた。

- ①海岸利用者が海岸の利活用に必要なルールや手続きを知らない、または分かり難い。
- ②民間事業者等が営利目的でイベントを開催するには、公共空間の自由使用の範疇で公益性の確保及び地域活性化に資するため、地元自治体の同意、後援等が必要で、民間事業者等が参入する際の高いハードルとなっている。
- ③民間事業者等が営利目的による活動ができないため、短期的なイベント開催に限定され、活動資金不足で継続的な活動が難しい。
- ④「民間事業者は海岸ではイベント開催できない」など誤った情報が周知されている。

3-2 海岸の利活用の仕組み・制度上の課題

本研究では、河川等の先行事例を参考とした公共空間の利活用に関する仕組み・制度を把握するため、河川、道路、都市公園、港湾及び漁港など各分野の法令を整理した。

その結果、海岸以外の他分野では、法令において公共空間の利活用に資する仕組み・制度が定められているが、海岸では他分野のように、公共空間の利活用に資する仕組み・制度が法令に定められていないことが判明した。

他分野における公共空間の利活用に関する仕組み・制度を表 1 に示す。

海岸において、民間事業者等による公共空間の利活用に資する仕組み・制度として、次のような課題が挙げられる。

- ①公共空間 (土地) の占用許可に関する条文に細かな規定がなく、条文を補完する規則等がない。
- ②民間事業者等が営利活動を行うことができる基準等がなく、公益性や地域活性化等の定義や考え方が明確になっていない。
- ③海岸の利活用における事業活動の可否、海岸の利活用

と民間事業者との連携方策が明示的に示されていない。

表-1 公共空間の利活用に関する仕組み・制度

分野	公共空間の利活用に関する仕組み・制度
河川	河川敷地占用許可制度、河川空間のオープン化、「かわまちづくり」支援制度等
港湾	占用公募制度、港湾施設の貸付制度等
漁港	漁港施設の貸付制度、活用促進エリアの指定等
道路	道路占用入札制度、歩行者利便増進道路（ほこみち）制度等
都市公園	設置管理許可制度、公募設置管理制度（Park-PFI）等
都市再生	都市再生整備計画策定による公共空間をオープンに活用する規制緩和制度（まちなかウォークアブル区域等）

4. 民間事業者等における阻害要因調査の実施

4-1 阻害要因調査の実施方針

本調査は、海岸利用者が海岸を利活用する上で課題（困り事）となっている阻害要因の実態を把握するため、海岸の利活用に関わる関係主体として、民間事業者及び活動団体、地元自治体及び観光協会など海岸利用者を対象に、海岸の利活用の課題（困り事）等についてヒアリング調査を実施した。また、海岸利用者へのヒアリング調査を概ね整理した後、海岸管理者の日常の維持管理や占用許可手続き等に関するヒアリング調査を実施した。

【ヒアリング調査の実施手順】

- ① 阻害要因を聞き取るためのヒアリング項目（設問の内容）を関係主体ごとに検討した上で、ヒアリング調査票を作成
- ② 過年度成果を活用し、関係主体の活動・取組みが活発な海岸をヒアリング調査対象海岸として複数選定
- ③ 対象海岸の関係主体からヒアリング対象者を選定
- ④ 海岸利用者へのヒアリング調査を実施し、その結果を整理
- ⑤ 海岸利用者へのヒアリング調査結果を踏まえて、海岸管理者へのヒアリング調査を実施

4-2 ヒアリング項目の検討

阻害要因の把握を目的に、民間事業者等、地元の観光協会等、地元市町村及び海岸管理者等の関係主体へのヒアリング項目を検討した。取組みの全体像と困り事の詳細の両方を確認できるよう設問の順番等に配慮した。

なお、下記のヒアリング項目に基づき、ヒアリング調査の依頼文及び調査票を作成した。

(1) 海岸利用者へのヒアリング項目

はじめに関係主体の取組み状況及び経緯を把握し、次に今までの取組みの中で問題になったことや実施できなかったことなど個別の取組みについて詳細に確認し、最後に今後実施したい取組みや仕組み・制度への意見・要望を聞き取るように工夫した。海岸利用者へのヒアリング項目は以下のとおりである。

【海岸利用者へのヒアリング項目】

1. 海岸における利活用活動の取組状況と経緯
2. 今までに海岸利用やイベント等を実施する上で問題となったこと
3. 今までに海岸利用の取組みを企画したが、実施できなかったこと
4. 民間事業者等からの海岸利用についての問合せや相談事項（地元自治体及び観光協会のみ）
5. 今後、海岸で実施したい取組みやイベント等
6. 海岸を利用していく上で規則や制度への意見・要望

(2) 海岸管理者へのヒアリング項目

海岸管理者へのヒアリング項目は、占用許可手続きだけでなく、海岸管理者の日常的な海岸の管理の全体像を把握するため、海岸保全施設の維持管理、環境及び利用の安全管理の観点からそれぞれの取組みの現状を確認した。

次に海岸の利活用の観点から、海岸の利用状況、海岸の占用許可手続きの実態のほか、過去に問題になった取組みや占用許可しなかった取組みの有無と詳しい内容を確認した。最後に今後の海岸管理の取組みとして、占用許可の改善点や負担軽減につながることを確認した。海岸管理者へのヒアリング項目は以下のとおりである。

【海岸管理者へのヒアリング項目】

- I. 日常的な海岸の管理について
 1. 海岸の管理（海岸保全施設、環境、利用の安全管理、維持管理）
- II. 海岸の利活用について
 1. 一般的な海岸の利用状況
 2. 積極的な海岸の利用
 - 2-1. 海岸における利活用活動の占用手続きの申請状況
 - 2-2. 民間事業者等からの問合せや相談
 - 2-3. 取組みやイベント等の専用許可申請上、課題となった（なっている）こと
 - 2-4. 占用許可しなかった（許可できなかった）こと
- III. 今後の海岸管理について
 1. 今まで占用許可していなかったイベント等の中で、利用方法等の改善を図ることで許可しやすくすること
 2. 海岸利用者の利用方法等を改善することで、海岸管理者としてよりよい海岸管理につながりそうなこと、あるいは負担軽減につながりそうなこと

4-3 ヒアリング対象海岸の選定

過年度成果のアンケート及びヒアリング調査結果等を参考に、海岸利活用に関する情報を更新した上で、ヒアリング調査の候補となり得る海岸を抽出し、その中から対象海岸を選定した。

(1) 対象海岸の選定における留意点

対象海岸の選定にあたって以下の留意事項に考慮した。

- ①「海岸の利活用が活発な地域では、活動期間が長く、活動内容が多様な関係主体が多く、これまでの活動の中で工夫し解決してきた阻害要因が多いと考えられる」ことから、複数の関係主体が活動する海岸及び多様な取組みを実施している海岸を抽出した。
- ②取組主体や取組内容が重複しない、地域的な偏りがないように配慮した。

(2) ヒアリング候補海岸の抽出及び選定

既往の調査研究やインターネット上で公表されている情報から先進的な取組みを実施している海岸として、次の3点に着目して情報整理した結果をもとに、ヒアリング対象候補海岸として30海岸を抽出した。

- ①海岸利用者の関係主体数
- ②年間のイベント等開催数、主な民間事業者等の活動開始時期及び主な活動内容
- ③海岸の占有状況（机上調査で確認できる範囲）

ヒアリング候補海岸として抽出した30海岸について、活動内容を細分化して評価項目ランク付けを設定し、ヒアリング候補海岸ごとに海岸の利活用の活動度を評価して、海岸利活用の活動度が高いと評価した11海岸まで絞り込んだ。さらに活動内容や地域性が重複しないように配慮し、ヒアリング対象海岸として6海岸を選定した。選定したヒアリング対象海岸を表-2に示す。

表-2 ヒアリング対象海岸

	海岸名	地域	所管
1	A海岸	関東	国土交通省（水管理・国土保全局）
2	B海岸	関東	
3	C海岸	北陸	国土交通省（水管理・国土保全局） 農林水産省（水産庁）
4	D港海岸	中部	国土交通省（港湾局）
5	E港海岸	近畿	
6	F海岸	九州	国土交通省（水管理・国土保全局）

(3) ヒアリング対象者の選定

ヒアリング対象海岸の6海岸において、海岸利活用の関係主体となる民間事業者及び任意団体、地元観光

協会、地元自治体とともに、海岸管理者をヒアリング対象者として選定した。

(4) ヒアリング調査の実施

ヒアリング調査実施前に、ヒアリング対象者へ電話・メールで連絡し、本調査の趣旨説明を行い、調査の時期・方法等を確認した上で、調査実施の承諾を得た。

ヒアリング調査は、6月から10月にかけて、7月から8月の海水浴シーズンを極力避けて実施した。

事前に承諾を得たヒアリング対象者に対して、主として対面方式によるヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査は、各海岸の利活用情報を細かく把握するため、できる限り対面方式で実施するよう留意した。

また、ヒアリング調査と併せて現地調査を行い、ヒアリング対象海岸とその背後地及び背後施設の利活用状況等を確認した。

ヒアリング調査の実施例を図-1に示す。



図-1 ヒアリング調査の実施例

5. 海岸利用者へのヒアリング調査結果に基づく阻害要因分析

5-1 海岸利活用における関係主体の立場の整理

海岸の利活用における関係主体の立場は、①海岸利用者、②海岸利用支援者、③海岸管理者に分かれる。

海岸の利活用における関係主体の立場を図-2に示す。

本調査のヒアリング対象海岸では、地元自治体が海岸利活用の事務局の役割を担っていた場所もあったため、ヒアリング調査の際、海岸利用者と海岸利用支援者の両方の立場で発言しているケースがあった。

そこで、海岸利用者の立場の発言を阻害要因分析の対象とするため、立場が異なる発言が混在しないように、海岸利用支援者の立場の発言を抽出し、本分析の対象外とした。

5-2 海岸利用者における海岸利活用の阻害要因の抽出

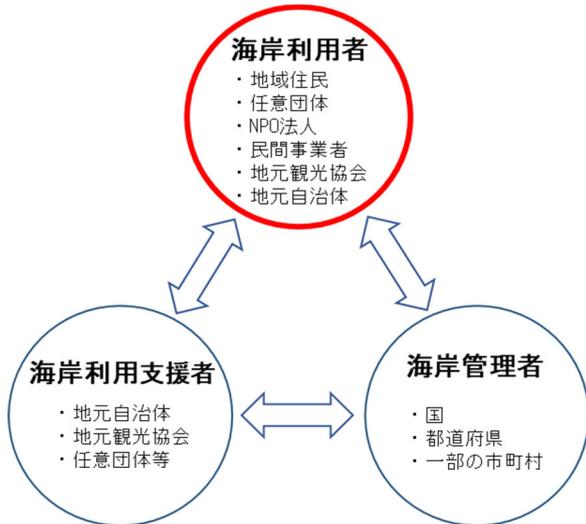


図-2 海岸の利活用における関係主体の立場

はじめに、6 海岸の海岸利用者へのヒアリング調査結果から海岸利用者が課題（困り事）と感じている発言を抽出し、同じような趣旨・内容の発言を集約した。

次に、抽出した海岸利用者の「課題（困り事）」から「・・・したい」あるいは「・・・してほしい」といった海岸利用者からの「ニーズ」として読み替えた。

さらに読み替えた海岸利用者の「ニーズ」に対して、海岸を利活用する上で障壁となっている「・・・ができない」あるいは「・・・がない」といった、海岸利活用における「阻害要因」を抽出した。

5-3 海岸利活用の阻害要因の分類

抽出した個々の阻害要因の内容をもとにグルーピングを行い、まず6つのキーワードで大きく分類した。さらに、これらの個々のキーワードのグループを細分化し、最終的に阻害要因を4つのキーワードで再整理した。

海岸利活用の阻害要因の分類結果を表-3に、海岸利用者へのヒアリング調査結果の整理例を表-4に示す。

5-4 海岸利活用の阻害要因分析

(1) 特性要因図の作成

上記の検討結果を踏まえて、要因分析ツールの特性要因図を活用し、海岸利活用の阻害要因分析を行った。

「海岸の利活用が進まない」をテーマとして、キーワードの大分類を「大骨」、中分類を「小骨」として特性要因図を作成し、海岸利活用が進まない阻害要因を見える化した。

海岸の利活用が進まない阻害要因の特性要因図を図-3に示す。

海岸利活用の阻害要因として、「仕組み・制度」に関するものが最も多く、「海岸利活用のルールが判らない」、

「海岸の許可手続きが判らない」、「海岸における禁止行為の判断基準が分かりにくい」、「海岸で収益性のあるイベントの開催が認められていない」といった占用ルールの不明確が大きな要因の1つであった。

表-3 海岸利活用の阻害要因のキーワード分類

大分類	中分類
①人材	企画・行動力不足
	地域の無関心
②活動資金	環境維持活動資金不足
	イベント資金不足
	資金調達手段の情報不足
③仕組み・制度	民間事業者参画の壁
	占用ルールの不明瞭
	利活用施設の整備不足
	海岸積極利用機運の弱さ
④その他	背後地との連携不足
	広報手段の不足
	海岸利用マナーの未成熟

また、「海岸利活用のニーズや相談を集約する窓口がない」、「海岸管理は、利活用よりも維持管理、防災が優先される」、「海岸の利活用のPR活動を積極的に行う仕組みがない」といった海岸積極利用気運の弱さも大きな要因の1つであった。

(2) 民間事業者等の参入及び継続的な活動が難しいその他の要因

民間事業者等へのヒアリング調査結果から次のような意見が挙げられた。

【占用期間が短く、通年利用が難しい】

- ・民間事業者等が海水浴シーズンに出店する海の家は、海水浴シーズン直前から直後までの約1~2ヶ月に限定されているため、通年利用は難しい。

【海を家の出店・営業に時間とコストがかかる】

- ・民間事業者等が海の家を出店するには、海水浴シーズン前に建物を設置し、シーズン後には速やかに建物を撤去しなければならないため、時間と費用がかかる。
- ・また、海の家を営業するには、電気、ガス、上下水道などインフラ設備の設置費用、維持管理費、水道代及び清掃管理などコストがかかる。

【利活用に必要な施設・設備が足りない】

- ・ビーチスポーツ・マリンスポーツ施設が不足しており、更衣室・シャワー室・足洗い場がない、さらにイベントで使用する用具の保管場所がないなど利活用に必要な施設や設備が不足している。

【天候等に左右される】

- ・イベント開催などアウトドアは天候に左右されやすく、開催中止の判断が難しい。
- ・天候が良くない場合、代替で利用できる施設が少ない。

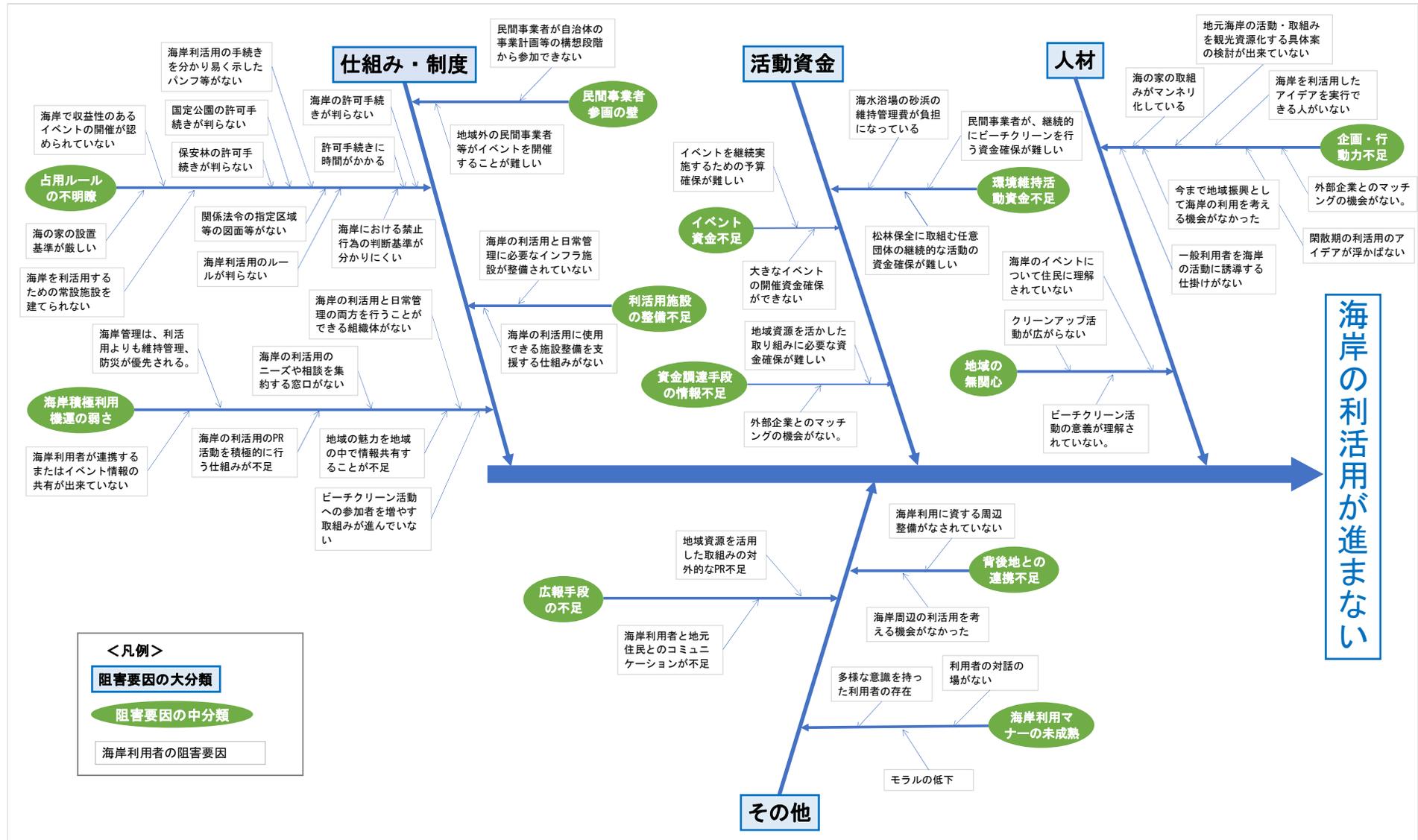


図-3 海岸利活用の阻害要因における特性要因図

表-4 海岸利用者の阻害要因の整理例

立場	課題（困り事）	ニーズ	阻害要因 （障壁となること）	阻害要因の分類
0. 利用者 1. 活動主体 ① 民間事業者等 （任意団体を含む） ② 観光協会等 （半官半民の主体） ③ 地元自治体 2. 支援者（地元自治体）	●ヒアリング結果のうち、海岸利用者から課題（困り事）と感じていること 例） ・ 占用許可申請に関すること ・ 海岸清掃に関すること	●海岸利用者の立場を踏まえて、課題（困り事）をニーズとして読み替えた内容 例） ・ 「～〇〇したい」 ・ 「～〇〇してほしい」	●ニーズに対して障壁となること 例） ・ 「～〇〇ない」 ・ 「～〇〇ができない」 ・ 「～〇〇したいが、〇〇できない」	① 人手・人材 ② 活動資金 ③ 仕組み・制度 ④ 背後地及び背後施設との連携 ⑤ マナー・モラル ⑥ その他（情報発信、ツール等）
1. 活動主体 ① 民間事業者等	〇〇海岸近傍の口口施設のジャグジー付きの休憩施設が国定公園に関して無許可で設置されていることが発覚した。	国定公園関係の許可申請が必要となる条件等をわかりやすくしてほしい。	民間事業者が保安林の許可申請の手続き、申請書の記入方法を知らない。	③ 仕組み・制度
1. 活動主体 ③ 地元自治体	〇〇海岸の東側は海岸浸食が進んでいるが、西側は砂浜が拡大傾向であり、きれいに整備してリゾート感のあるグランピング等の敷地として利用することは考えられる。	砂浜をきれいに整備してリゾート感のあるグランピング等の敷地として利用したい。	具体的に砂浜を利用したいと考えていない。	① 人手・人材
1. 活動主体 ③ 地元自治体	海岸を含めて道の駅周辺の開発を町役場で検討中。（公財）B & G財団の資金を活用して町の事業として検討を進めており、指定管理者候補とヒアリング中。町としてはもっと民間企業に事業の計画段階から参画してほしい。	町役場が検討中の開発事業に、事業計画の段階から民間事業者に参加してほしい。	民間企業が参画できる仕組みがない。	③ 仕組み・制度
1. 活動主体 ② 観光協会等 （半官半民の主体）	昨年（公財）B & G財団から補助金をいただき、海洋ゴミの専用拾い箱を設置して、海岸のクリーンアップに取組みを始めた。参加者にいかに楽しくゴミを拾っていただくかが課題。	多くの方に海岸のクリーンアップに参加して欲しい。	一般への周知が不足。	③ 仕組み・制度 ⑥ その他（情報発信、ツール等）
1. 活動主体 ② 観光協会等 （半官半民の主体）	R3年度に、町へ砂浜で綱引き大会をする企画を提案したが、コロナ禍もあり、そのまま途切れている。	自治体の同意に関係なく、大きなイベントを開催できるような仕組み、体制がほしい。	施設の指定管理を行っているため、イベント開催等において地元自治体の助成や同意が必要。	③ 仕組み・制度 ⑤ マナー・モラル
1. 活動主体 ② 観光協会等 （半官半民の主体）	閑散期となる冬期の利活用の取組みをどのように工夫して乗り越えていくのが課題。	海岸の通年利用方法のアイデアがほしい。	年間を通して海岸を利活用することが難しい（気候、アイデア不足）。	⑥ その他（情報発信、ツール等）

- ・ 夏季は砂浜に日影がなく、熱中症の危険性がある。冬季は風が強い日が多く、砂浜の砂が舞い上がるため、イベント開催、飲食物の提供等が難しい。

【波浪・高波によって建物等の損壊等のおそれがある】

- ・ 台風や前線の影響による波浪や高波で砂浜に設置した建物、施設及び用具が損壊又は流失する可能性がある。事前に建物等を撤去しなければならない場合がある。
- ・ 損壊又は流失した建物等が海岸沿いの道路や住宅地に打ち上げられ、二次的な被害をもたらす危険性がある。
- ・ 建物が損壊又は流失した場合には、民間事業者等が再度活動を開始し、継続することは難しい。

【民間事業者等の参入が難しい地域がある】

- ・ 地域によっては、地域外の民間事業者等の参入が難しく、地元住民等から理解を得るまでに時間がかかる。

6. 民間事業者等への海岸利活用の支援策の検討

6-1 海岸管理者のニーズとの対比に基づく海岸利活用の支援策抽出の考え方

海岸利用者と海岸管理者がwin-winの関係となるような海岸利活用の支援策を抽出することを目的に、以下の手順で海岸管理者のニーズを踏まえた民間事業者等の海岸利活用の支援策を検討した。

海岸管理者のニーズとの対比に基づく海岸利活用の促進方策抽出の考え方を図-4に示す。

海岸管理者のヒアリング結果より、課題（困り事）及び課題の背景にあるニーズを整理



海岸管理者のニーズを類型化し分析（大分類・中分類）



海岸利用者の阻害要因と海岸管理者のニーズを対比し、海岸利用者及び海岸管理者の双方に有効となる支援策を抽出

図-4 海岸管理者のニーズとの対比に基づく海岸利活用の支援策抽出の考え方

6-2 海岸利用者のニーズの分析

海岸利用者における海岸利活用の阻害要因分析と同様に、海岸管理者へのヒアリング調査結果をもとに、課題（困り事）または新しい取組みを抽出し、発言内容から「日常の海岸管理」、「海岸の利活用」及び「今後の海岸管理」の3つの観点で整理した。次に、個々の課題（困り事）または新しい取組みを「～したい」といった海岸管理者の「ニーズ」として読み替えて再整理した。

海岸管理者へのヒアリング調査結果に基づくニーズの分析例を表-5に示す。

6-3 海岸利用者のニーズの類型化

読み替えた個々の海岸管理者の「ニーズ」の内容をもとにグルーピングを行い、「管理業務」、「許認可手続き」及び「その他」の3つのキーワードで大きく分類した。

表－5 海岸管理者のニーズの分析例

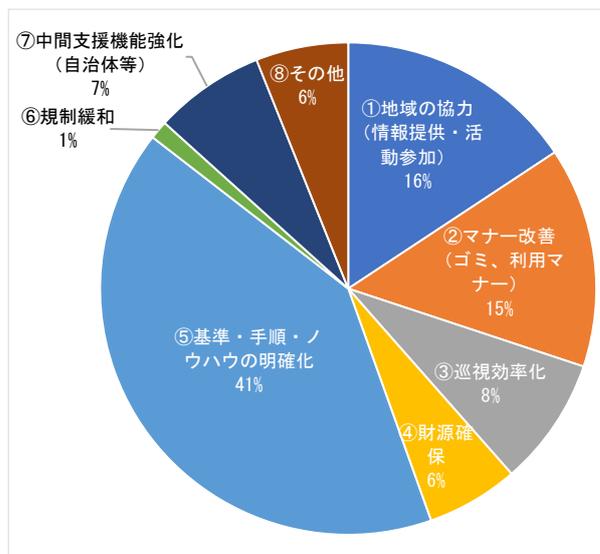
立場	課題(困り事)または新しい取組み	ニーズ	ニーズ大分類	ニーズ中分類
1. 日常的な海岸管理 ①維持管理 ②安全管理 ③自然環境への配慮 ④その他 2. 海岸の利活用 3. 今後の海岸管理	●ヒアリング結果のうち、海岸管理者が課題(困り事)と感じていること、または新しく取組んでいること(検討中含む) 例) ・ 巡視・点検や安全パトロールに関すること ・ 海岸の清掃活動に関すること	●海岸管理者の立場を踏まえて、課題(困り事)または新しい取組みをニーズとして読み替えた内容 例) ・ 「～○○したい」 ・ 「～○○してほしい」	(1)管理業務(巡視・清掃等)効率化 (2)許認可手続き効率化(占用許認可) (3)その他 ※負担軽減と効率化は同義	(1)管理業務(巡視・清掃等)効率化 ①地域の協力(情報提供・活動参加) ②マナー改善(ゴミ、利用マナー) ③巡視効率化 ④財源確保 (2)許認可手続き効率化(占用許認可) ⑤基準・手順・ノウハウの明確化 ⑥規制緩和 ⑦中間支援機能強化(自治体等) (3)その他
1. 日常的な海岸管理 ①維持管理	海岸管理者として、日常的なごみの収集等は行っていない。地元のボランティアや市町村が実施している。	ボランティアや自治体によるごみ収集を今後も継続してほしい。	(1)管理業務効率化	①地域の協力(情報提供・活動参加)
2. 海岸の利活用	ツーリングイベントと自動車の展示会のイベントがたまたま同じ日に、○○浜なぎさドライブウェイの別の会場で開催されたが、高波によるドライブウェイの部分的な交通規制等の影響もあり、海岸が混乱した。	同日開催イベント間の調整など、当日の混乱回避のためにイベント情報の関係者間の事前共有を徹底したい。	(1)管理業務効率化	①地域の協力(情報提供・活動参加)
1. 日常的な海岸管理 ①維持管理	砂の中のごみの処理にもコストを要している。例えば、ビーチバレーに利用頂く場合など事前にゴミを取り除いておく必要がある。	砂の中のごみをなくし、安全に砂浜を利用して欲しい。	(1)管理業務効率化	②マナー改善(ゴミ、利用マナー)
1. 日常的な海岸管理 ②安全管理	犬の散歩に関してマナーの悪い人が目立つ。	海岸利用のマナーを改善してほしい(犬の散歩)。	(1)管理業務効率化	②マナー改善(ゴミ、利用マナー)
2. 海岸の利活用	砂浜は風と砂があるので利活用で課題。食べ物のセットの企画などが難しい。	海岸での飲食イベントに際しては、砂の飛散策を解決したい。	(1)管理業務効率化	①地域の協力(情報提供・活動参加)
1. 日常的な海岸管理 ①維持管理	通年利用には公園のように維持管理などコストが要するので難しい。	通年利用のための財源が欲しい。	(1)管理業務効率化	④財源確保
1. 日常的な海岸管理 ①維持管理	マナーが良い人、悪い人がいる。クラブのイベントで、踊り狂い、飲み過ぎた事例もある。	海岸利用のマナーを改善してほしい(騒音)。	(1)管理業務効率化	②マナー改善(ゴミ、利用マナー)

さらに個々のキーワードのグループを細分化し、8つのグループに分類した。海岸管理者のニーズの分析結果から、許認可手続き効率化の「④基準・手順・ノウハウの明確化」が41%と最も多く、次に管理業務効率化の「①地域の協力(情報提供・活動参加)」が16%、「②マナー改善(ゴミ、利用マナー)」が15%であった。

海岸管理者のニーズの類型化を表－6と図－5に示す。

表－6 海岸管理者のニーズの類型化

大分類	海岸管理者のニーズ(中分類)	回答数	割合
管理業務効率化	①地域の協力(情報提供・活動参加)	13	16%
	②マナー改善(ゴミ、利用マナー)	12	15%
	③巡視効率化	7	8%
	④財源確保	5	6%
許認可手続き効率化	⑤基準・手順・ノウハウの明確化	34	41%
	⑥規制緩和	1	1%
	⑦中間支援機能強化(自治体等)	6	7%
その他	⑧その他	5	6%
		83	100%



図－5 海岸管理者のニーズの分析

表の左側に海岸管理者のニーズ、右側に海岸利用者の阻害要因を横並びにして対比し、管理者のニーズと利用者の阻害要因が合致する項目を抽出し、それらの項目の関連性を整理した。例えば、海岸管理者の「海岸利用のマナーを改善してほしい」という管理業務効率化に資するニーズに対して、海岸利用者の阻害要因の「その他」に分類した「海岸利用マナーの未成熟」に関する「利用者の対話の場がない、モラルの低下」といった要因が合致する。この合致項目に対して有効な支援策として「マナー啓発プログラムの実施」が考えられる。

6-4 海岸利用者の阻害要因と海岸管理者のニーズの対比

海岸管理者のニーズと海岸利用者の阻害要因を対比し、海岸利用者と海岸管理者がwin-winの関係となるような海岸利活用の支援策の抽出を行った。海岸利用者の阻害要因と海岸管理者のニーズの対比例を表－7に示す。

表-7 海岸利用者の阻害要因と海岸管理者のニーズとの対比例

海岸管理者のニーズ	ニーズ大分類	ニーズ中分類	海岸利用者の阻害要因との関連性		
			海岸利用者の阻害要因【大分類】中分類	具体的阻害要因	支援策として有効な理由
●海岸管理者の立場を踏まえて、課題（困り事）または新しい取組みをニーズとして読み替えた内容例） ・「～○○したい」 ・「～○○してほしい」	(1)管理業務効率化 (2)許認可手続き効率化 (3)その他	(1)管理業務（巡視・清掃等）効率化 ①地域の協力（情報提供・活動参加） ②マナー改善（ゴミ、利用マナー） ③巡視効率化 ④財源確保 (2)許認可手続き効率化（占用許認可） ⑤基準・手順・ノウハウの明確化 ⑥規制緩和 ⑦中間支援機能強化（自治体等） (3)その他	海岸利用者の阻害要因【大分類】中分類		
同日開催イベント間の調整など、当日の混乱回避のためにイベント情報の関係者間の事前共有を徹底したい。	(1)管理業務効率化	①地域の協力（情報提供・活動参加）	【仕組み・制度】海岸積極利用機運の弱さ	海岸の利活用のニーズや相談を集約する窓口がない。	海岸利用者と海岸管理者間の情報共有を円滑にする窓口設置が双方に有効。
海岸利用のマナーを改善してほしい。（犬の散歩）	(1)管理業務効率化	②マナー改善（ゴミ、利用マナー）	【その他】海岸利用マナーの未成熟	利用者の対話の場がない。モラルの低下。	マナー啓発プログラムが双方に有効。
海岸利用のマナーを改善してほしい。（騒音）	(1)管理業務効率化	②マナー改善（ゴミ、利用マナー）	【その他】海岸利用マナーの未成熟	利用者の対話の場がない。モラルの低下。	マナー啓発プログラムが双方に有効。
利用者には条例を守って健全に利用して欲しい。	(1)管理業務効率化	②マナー改善（ゴミ、利用マナー）	【その他】海岸利用マナーの未成熟	利用者の対話の場がない。モラルの低下。	マナー啓発プログラムが双方に有効。
海岸愛護を地域に伝えていきたい。	(1)管理業務効率化	②マナー改善（ゴミ、利用マナー）	【人材】地域の無関心	ビーチクリーン活動の意義が理解されていない。	海岸愛護のキャンペーンが双方に有効。
民間事業者の海岸利用を促し、海岸占用料の一部を海岸維持管理や施設整備費用へ充当したい。	(1)管理業務効率化	④財源確保	【活動資金】海岸積極利用機運の弱さ	民間事業者が、継続的にビーチクリーンを行う資金確保が難しい。	占用料の海岸利用への活用が有効。
海岸清掃のボランティア活動に取組む団体を把握したい。	(1)管理業務効率化	①地域の協力（情報提供・活動参加）	【仕組み・制度】海岸積極利用機運の弱さ	海岸の利活用のニーズや相談を集約する窓口がない。	海岸利用者と海岸管理者間の情報共有を円滑にする窓口設置が双方に有効。

その他に、海岸管理者の「海岸管理者向けの海岸占有に関わる法規等の分かりやすい解説ツールがほしい」という許認可手続き効率化に資するニーズに対して、海岸利用者の阻害要因の中で最も多かった「仕組み・制度」に分類した「占用ルールの不明確」に関係する「海岸の許可手続きが判らない」「海岸利活用のルールが判らない」といった要因と合致する。この合致項目に対する有効な支援策として「双方の理解を深める海岸利用に関わる手続きのルール普及」が考えられる。

6-5 海岸管理者による民間事業者等の海岸利活用促進に向けた支援策の提案

5. で検討した海岸利用者における海岸利活用の阻害要因に対して、過年度成果による海岸利活用の先進的な取組事例のほか、かわまちづくり支援制度及び河川空間のオープン化制度など他分野における取組事例等を参考に、阻害要因を取り除く、または軽減するための海岸利活用の支援策を立案した。なお、表内には海岸利用者の阻害要因と海岸管理者のニーズとの対比分析より得られた支援策を追加した。

海岸管理者による民間事業者等の海岸利活用促進に向けた支援策を表-8に示す。

7. ナレッジ集の充実

海岸利活用の阻害要因調査・分析、利活用推進に向けた支援策の検討結果を踏まえて、海岸管理者から民間事業者等へ助言可能な海岸利活用の支援策に関わるナレッジ集⁷⁾への反映事項を整理し、目次の再検討を行った。

また、海岸利用者に対して海岸利用に関する仕組みや必要な手続きを周知する際に活用することを考慮して、「3. 海岸利用の仕組みと手続き」として充実化を図り、民間事業者等と連携した取組みの実践から得られた知見等も参考事例として追加して、ナレッジ集の記載内容を更新した。なお、ナレッジ集は国土交通省ホームページで公表されている。URLは以下のとおりである。

【ナレッジ集のURL】

<https://www.mlit.go.jp/river/kaigan/pdf/knowledge.pdf>

ナレッジ集の表紙を図-6に、ナレッジ集の目次を表-9に示す。

表一 8 海岸管理者による民間事業者等の海岸利活用促進に向けた支援策

阻害要因の大分類	阻害要因の中分類	海岸利活用促進に向けた支援策	海岸利活用促進に向けた支援策の例示
①人材	a. 地域の無関心	海岸の積極利用に向けた地域啓発プログラムの展開	○ 国が全国の海岸管理者（都道府県等）に呼び掛け、海岸の利活用促進を目的としたキャンペーンを全国に展開する。
			○ 都道府県（海岸管理者）が地元自治体や任意団体と連携して、地域住民等が参加する体験型のプログラム（活動）を展開する。プログラムの取組事例を国土交通省ホームページ等で公表する。
	b. 企画・行動力不足	海岸利活用促進の支援ツールの整備	○ 実施した体験型プログラムの取組事例を国土交通省ホームページ等で公表する。
			○ 国が全国の海岸管理者（都道府県等）に呼び掛け、海岸の利活用促進に資する様々な取組事例を収集した事例集を作成する。
②活動資金	a. イベント資金不足	○ 作成した利活用事例集を国土交通省ホームページ等で公表する。	
		○ 海岸管理者（都道府県等）や地元市町村、観光協会等が、地域内外の一般利用者向けに、地元海岸の利活用促進を目的としたプロモーション動画やホームページを作成・公表する。	
		○ 国が全国の海岸管理者（都道府県等）に呼び掛け、海岸管理者が海岸利用者からの問合せや取組事例、必要な許可手続きなどの疑問点を相談できる窓口を設置する。	
③仕組み・制度	a. 占用ルールが不明瞭	研修制度の創設・出前講座、専門家の派遣	○ 海岸管理者（都道府県等）が、民間企業や各種団体の研修会の講師として参加し、海岸の利活用等に関する講演を行う（環境保全や安全管理、防災等を含む）。
		海岸の利活用を支援する窓口の設置	○ 国が海岸利用者向けに、利活用の取組みを継続するために必要な資金調達に関する資料を作成する。
		資金調達手法の事例紹介	○ 国が全国の海岸管理者（都道府県等）に呼び掛け、海岸利用者向けに、利活用に資する取組みに活用できる助成金、補助金及び交付金等の仕組み・制度を創設する。
		海岸の利活用に適用可能な助成金等の創設	○ 国が全国の海岸管理者（都道府県等）から、既存の助成金、補助金及び交付金を活用した事例を集約し、ホームページ等で公表する。
④その他	a. 広報手段の不足	占有ルールの分かり易い周知	○ 国が海岸利用者向けに、海岸の占有手続きに関する広報資料を整備する。
		海岸占用許可準則の制定	○ 国が海岸利用者向けに、作成した海岸の占有手続きに関する広報資料（チラシ、リーフレット、パンフレット及び冊子等）を国土交通省ホームページ等に掲載する。
		ワンストップ窓口の設置（諸手続き窓口の一本化）	○ 国が海岸の水辺空間のオープン化に向けて「海岸占用許可準則（仮称）」を制定し、占用ルールを明確化する。
	c. 海岸積極利用機運の弱さ	海岸利用プラットフォームの設置	○ 国が全国の海岸管理者（都道府県等）に呼び掛け、各海岸の地域特性に応じて、海岸の利活用に関する相談窓口を一本化するように関係機関間で調整することを促す。
			○ 国が国土交通省ホームページ上に海岸の利活用の「プラットフォーム」を開設する。海岸利用者、地方自治体、海岸管理者（都道府県等）、大学、任意団体など、様々な関係主体が自由に情報の交換または意見交換ができる場を創設する。
		市町村への権限移譲の促進	○ 国土交通省ホームページ上に海岸の利活用に関する「ポータルサイト」を開設する。様々な関係主体から発信されている情報を集約し、1つのサイトで様々な情報を収集できるようになる。
a. 広報手段の不足	海岸利用マナー啓発キャンペーン	○ 国が全国の海岸管理者（都道府県等）に呼び掛け、管理移管が可能な市町村への権限移譲を促す。	
		○ 海岸管理者（都道府県等）は、海岸を有する市町村と調整を図り、海岸管理者の権限を市町村へ移譲することを検討する。	
		○ 海岸管理者（都道府県等）と市町村との間で、海岸の維持管理に関する協定を締結し、軽微な占用許可の判断を市町村が行うことができるようにする。	
c. 海岸利用マナーの未成熟	海岸の利活用に関する条例制定	○ 市町村が軽微な占用許可手続きを判断することで、手続きの円滑化を期待する。	
		○ 国が海岸管理者（都道府県等）に呼び掛け、地元海岸の利活用の取組みや未来像について話し合う場（合意形成の場）として、海岸利用懇談会等を設置する。	
c. 海岸利用マナーの未成熟	海岸の利活用に関する条例制定	○ 国が全国の海岸管理者（都道府県等）に呼び掛け、海岸の漂流ゴミや不法投棄ゴミ等の実態調査を行う。その結果を海岸ゴミマップとして海岸ごとにとりまとめ、公表する。	
		○ 国が全国の海岸管理者（都道府県等）に呼び掛け、ビーチクリーン活動促進を目的としたキャンペーンを全国的に展開する。	
c. 海岸利用マナーの未成熟	海岸の利活用に関する条例制定	○ 海水浴場を開設する地元自治体が、海岸利用者向けに海水浴場の利用ルールを条例として制定し、一部利用を制限する。	

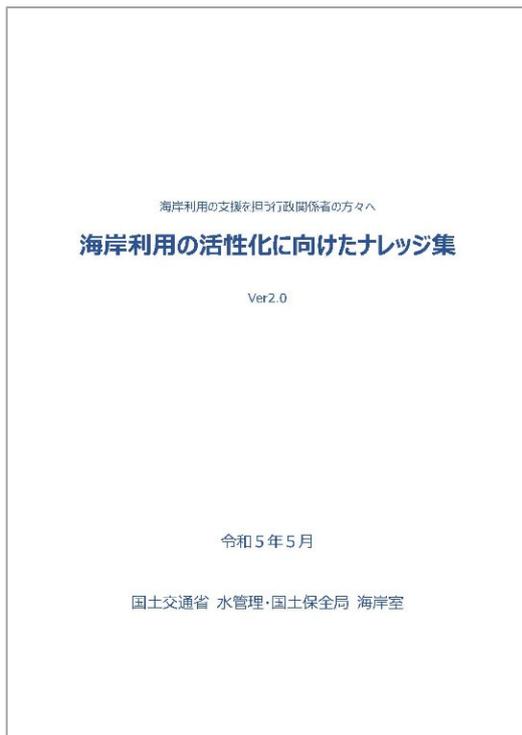


図-6 ナレッジ集の表紙

8. おわりに

今後、民間事業者等の海岸利活用の阻害要因を取り除くために提案した支援策を、海岸管理者及び海岸利用者へ周知することで、海岸利活用がより一層促進されることが期待される。

また他分野と同様に、海岸保全区域及び一般公共海岸区域における公共空間の利活用に関する仕組み・制度を空間利用（土地）、営利活動、官民連携の観点から改善することで、民間事業者等の海岸利活用への参入がさらに促進され、地域活性化に繋がることを期待される。

さらに、全国各地で実施されている海岸利活用の先進的な取組事例等の情報交換及び情報発信を行うポータルサイトの設置、海岸利活用の相談窓口の設置等の仕組み・制度の整備が望まれる。

最後に本研究のアンケート及びヒアリング調査等にご協力いただいたヒアリング対象海岸で活動されている民間事業者、地元観光協会、地元自治体及び海岸管理者の皆様へ厚く感謝を申し上げます。また、本研究の実施にあたって、ご指導及びご助言をいただいた国土交通省水管理・国土保全局海岸室の皆様へ厚く感謝を申し上げます。

表-9 ナレッジ集の目次

はじめに

1. 海岸利用について

- 1.1 海岸利用における地域関係者の関わり方
- 1.2 海岸利用者の悩み事や困り事
- 1.3 本ナレッジ集の使い方

2. 海岸利用者への支援のヒント

- 2.1 企画発案の段階
 - 2.1.1 地域の関心の高める
 - ・海岸の魅力を発見し伝えていく
 - ・魅力に磨きをかけていく
 - 2.1.2 仲間や協力者を探す
 - ・一緒に活動する仲間を探す
 - ・活動の協力者を探す
 - 2.1.3 アイデアを膨らます
 - ・イベント内容の多様化
 - ・新しい視点からの発想
 - 2.1.4 資金を確保する
 - ・公的資金等の活用
 - ・クラウドファンディング
 - ・地域への還元
 - ・適正な料金設定も大事
 - 2.1.5 行政と連携する
 - ・地元自治体への相談
- 2.2 計画・実践の段階
 - 2.2.1 実施計画を立てる
 - ・実施計画策定の留意点
 - 2.2.2 地元関係者と調整する
 - ・地元住民の理解
 - ・利害関係者への対応
 - ・地元自治体の応援
 - 2.2.3 海岸利用の許可を取得する
 - ・海岸管理者の対応
 - ・地元自治体の対応
 - ・海岸管理者以外の手続き
 - 2.2.4 広報する
 - ・広報の方法
 - ・行政と連携した広報
- 2.3 振り返りの段階
 - 2.3.1 担い手を育成する
 - ・地元外の人や若者を巻き込む

3. 海岸利用の仕組みと手続き

- 3.1 海岸利用にあたって知っておきたい法律
 - 3.1.1 海岸法の適用範囲
 - 3.1.2 海岸管理者
 - 3.1.3 海岸の占用及び制限行為に関する規定
- 3.2 海岸利用に必要な手続きの概要
 - 3.2.1 海岸占用許可申請等の流れ
 - 3.2.2 一時使用届の流れ
- 3.3 海岸協力団体制度

4. その他

- ・関係法令
- ・海岸の利活用促進を目指した提言等

<参考文献>

- 1) ビーチリゾートの創出に関する技術検討ワーキンググループ：砂浜の利活用の更なる促進に向けて（提言），2019
- 2) 国土交通省観光庁観光資源課：ビーチの観光資源としての活性化に向けたナレッジ集，2019
- 3) 佐治ら：海岸を活かした地域活性化の施策の方向性に関する研究，リバーフロント研究所報告 第30号，2019
- 4) 佐治ら：海岸を活かした地域活性化の支援方策に関する研究，リバーフロント研究所報告 第31号，2020
- 5) 北澤ら：海岸を活かした地域活性化に関する研究～津波避難施設の平時利用を事例に～，リバーフロント研究所報告 第32号，2021
- 6) 黒木ら：海岸における利活用推進施策に関する研究～海岸利用の活性化に向けたナレッジ集の作成～，リバーフロント研究所報告 第33号，2022
- 7) 国土交通省水管理・国土保全局海岸室：海岸利用の活性化に向けたナレッジ集，2022